全町民に「マイナンバー」

～連載第６回　個人番号カードの申請を受け付けています～

住民課
☎823－9205　FAX823－9627

マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。

マイナンバーの通知カードは今月末までには、皆さんにお届けできる見込みです。今月末までに届かない場合は住民課（役場1階）まで連絡してください。

そして、通知カードが届いたら、是非、個人番号カードを申請してください。通知カードの下部分についている、個人番号カードの申請書にご自身の顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストに投函してください。また、スマートフォンからの申請もできますので、活用してください。今回は、その個人番号カードのご紹介です。

個人番号カードの特長

本人確認書類として	現在、運転免許証などを本人確認書類として使っていますが、個人番号カードは、そのような本人確認書類として使えます。
マイナンバーの記録として	マイナンバーの提示を求められた時、このカードの裏面にマイナンバーが書いてあるので、それを活用して下さい。通知カードでもマイナンバーは書いてありますが、個人番号カードなら「本人確認」と「マイナンバーの確認」が同時にできます。（通知カードでは、本人確認はできません。）
電子申請のために	カードに搭載されている電子証明書を使って、e-Tax などの電子申請ができます。

その他、今後に向けて様々な活用が検討されています。

このように、非常に便利なカードです。初回発行は無料ですので、是非申請してください。

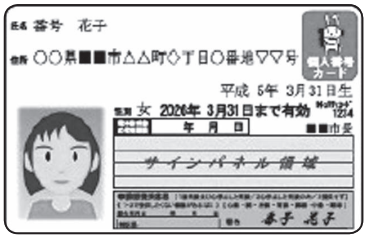

［個人番号カード］

詳しくは、内閣官房のマイナンバーホームページや、コールセンター、役場などに相談してみてください。
【内閣官房のマイナンバーホームページ】http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html

個人番号カードコールセンターが開設されています

通知カードや個人番号カード、配送状況などについては、右の番号にお問い合わせください。

また、次のサイトでも確認できます。

個人番号カード総合サイト◆
https://www.kojinbango-card.go.jp/index/html

日本語対応◆0570－783－578（ナビダイヤル）
外国語対応◆0570－064－738（ナビダイヤル）
※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は下記番号におかけください
050－3818－1250